

境界確定の流れ

1. 「境界確定申請書」の受理

- ・添付書類に不足がある場合、申請を受理できないことがあります。

↓
市担当者決定

- ・書類のチェック、過去の確定状況等の資料を収集します。

↓
現地調査

- ・提出された現況図等を参考に市担当者が現地で調査を行います。

2. 代理人様と市担当者の打合せ（境界確定申請書受理日より 2週間 程度）

確定方針協議（立会日調整）

申請者様及び関係地権者様に立会いをお願いしていただくため、立会日までは10日～14日程度間隔を開けてください。

↓
確定協議方針決裁

3. 現地立会（境界確定申請書受理日より 1ヶ月～1ヶ月半 程度）

- ↓
- ・立会状況（近隣立会関係者の都合がつかない、同意がすぐに得られない等）により、日数がかかることがあります。

立会関係者（土地所有者）全員の同意後、
境界確定図の下図作成（代理人）

- ↓
- ・上記下図を市担当者がチェックし、現地で境界標等の確認を行います。

4. 「境界確定協議書の交付申請書」の受理

- ↓
- ・境界確定図、同意書等、必要書類の最終チェックを行い、報告書を作成します。

境界確定協議書の交付決裁

- ↓
- ・交付申請書受理からは、7日～10日程度で協議書を交付します。

5. 「境界確定協議書」の交付（境界確定申請書受理日より 2～3ヶ月 程度）

◎以上が一般的な「境界確認の流れ」ですが、申請の混雑状況等により、上記よりも日数がかかる場合があります。ご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ先 〒272-8501
市川市南八幡2丁目20番2号（第2庁舎） 市川市 道路交通部 道路管理課 境界担当
Tel. 047-334-1111（代表）
Tel. 047-712-6346（直通）内線 17093、17094
Fax. 047-712-6347 Mail. dorokanri9@city.ichikawa.lg.jp